

令和2年4月10日

恵那市立こども園保護者様

恵那市教育委員会

**新型コロナウイルス感染症「非常事態宣言」に伴う感染予防のための
こども園の臨時休園について**

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症防止へのご協力ありがとうございます。

4月10日、岐阜県から「非常事態宣言」が発せられ、それに伴う非常事態総合対策により、こども園等の臨時休園の要請がされました。

これを受け、恵那市立こども園についても、4月11日（土）～5月6日（水）の間、臨時休園といたします。

ただし、医療従事者、警察、消防など社会機能維持のために就業していただくことが必要な方や、ひとり親家庭をはじめ、仕事を休むことが困難な方々に対しては、引き続き受入れをさせていただくことといたします。

については、下記についてご理解とご協力をお願いいたします。

記

- ① 家庭での保育が可能な場合は、家庭での保育をお願いします。
- ② 諸事情により登園を希望される場合は、事前に園までご連絡ください。（給食等の準備のため）
- ③ 保育料・給食費（利用者負担額）につきましては、登園日数に応じて清算させていただきます。

※宣言では、「ストップ 新型コロナ 2週間」の強化・延長（5月6日まで）として、「外出自粛の徹底」「人との距離を保つこと」が強く求められています。大型連休も入りますので、特に保護者の皆様には子どもたちの安全のためご協力をお願いいたします。

恵那市教育委員会事務局 幼児教育課 担当 瀬瀬 TEL 0573-26-2111（内線 432）
--